

横浜市立上の宮中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 2 月 17 日策定

令和 4 年 2 月 25 日改定

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) 上の宮中学校いじめ防止基本方針の目的

上の宮中学校いじめ防止基本方針は、いじめの防止及び解決を図るための基本事項を定めること等により、いじめがどの子供にも起こりうる最も身近で深刻な人権侵害であるという強い意識のもと、学校、保護者等が相互に協力し、活動しながら子供の健全育成を図り、「いじめのない温かい学校・自分のこともまわりのことも大切にできる学校」を目指すことを目的とする。

(3) いじめを防止するための基本的な方向性

*いじめの未然防止

- ・いじめを許さない学校の風土づくり
- ・「わかる授業づくり」「生徒が主体的に参加する授業づくり」
- ・生徒会活動の推進（あいさつ運動）
- ・自己肯定感を育てる人間関係づくり

*いじめの早期発見・早期対応

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制の強化
- ・教職員間の情報共有（生徒指導情報の記録と共有・いじめ防止対策委員会の実施）
- ・教職員の資質の向上（職員研修の実施）
- ・教育相談体制の充実（年 3 回の生活アンケート・年 1 回のいじめアンケート）

*いじめに対する適切な対処・処置

- ・組織的な対応
- ・生徒・保護者との信頼関係の確立
- ・関係機関との連携強化

2 いじめ防止対策委員会の設置・役割

(1) 設置

法第22条に基づき、本校に「いじめ防止対策委員会（以下、「対策委員会」という。）」を設置する。

(2) 構成

- ・組織の構成員は次の者を担当とする。

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導係長、生徒指導専任、養護教諭

- ・事案の状況に応じて、関係する教職員を加える
- ・事案の状況に応じて、心理や福祉等の専門家（カウンセラー、ソーシャルワーカー等）の参加を求める。

(3) 対策委員会の活動内容

対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめ問題に取り組む中核の役割を担うものであり、次のような具体的な活動を行う。

○未然防止

- ・「わかる授業づくり」「生徒が主体的に参加する授業づくり」
- ・生徒会活動の充実（あいさつ運動）
- ・いじめの防止及び早期発見のための取組を企画・推進する。
- ・対策委員会の存在および活動を児童生徒及び保護者・地域に周知。

○早期発見・事案対処

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に関わる情報の収集と記録、情報の共有、および対応の際の役割分担等を行う。
- ・いじめに関する情報収集、記録、対応の際の役割分担を行う。
- ・重大事態発生の際には、中核となり調査を行う。

○取組の検証・点検・見直し

- ・学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等に係わる校内研修の企画と計画的な実施を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

(4) 対策委員会の運営

○対策委員会は、月に1回以上、定期的を開催する。また、いじめを認知した際は、直ちに対策委員会を開催する。

○対策委員会では、校長等の責任者が、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

(1) いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こり得るという事実を踏まえ、次の取組を行う。

- *いじめを許さない学校の風土づくりに努める。
- *「お勧め授業黒板」等を活用し、教職員同士が互いに授業研究をしあい、ユニバーサルデザインを重視したわかる授業づくり、生徒が主体的に参加する授業づくりを行う。
- *良風会（スクールサポートチーム）の活動の中心である、教職員、生徒会、保護者、地域、諸関係機関が連携したあいさつ運動を推進し、見守り活動を充実させる。
- *生徒会を中心に作り上げた本校の校訓「敬愛・自律・努力」の精神に基づき、心の通い合う集団づくりを進める。
- *生徒、教職員間の信頼できる関係を大切にし、自己肯定感を育てる人間関係づくりを目指す。

(2) いじめの早期発見

いじめが気づきにくい形で行われることを認識したうえで、些細な兆候でも疑いを持って、教職員同士情報交換を密にしながらか早期発見に努める。日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないように教職員がアンテナを高く保つとともに、朝の打ち合わせ、学年会等において職員が積極的に情報交換を行い、情報を共有しながら実態把握に取り組む。

教職員・学校体制

- *いじめの定義理解を含む教職員研修を実施する。
- *いじめを見逃さない教職員の見守り体制の強化、推進に努める。
- *各学期初めの4月、9月、1月に年3回の教育相談アンケートを実施し、教育相談体制の充実を進める。
- *情報モラル教育の推進（外部機関との連携）。

保護者・地域との連携

- *いじめ防止基本方針に対して、個人情報に配慮しながら保護者や地域の方たちと情報を共有し、共通理解を図る。
- *保護者説明会などを通し、インターネットの使用について、保護者の責任が認識できるよう情報発信を行う。

(3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、委員会を中核として速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては事

情や心情を聴取し、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。

* 対策委員会での情報共有、対応方針決定、記録を行う。

* 生徒・保護者との信頼関係を大切にし、速やかに事実確認を行い、生徒の状態に応じた指導、支援を行う。

* 組織的に迅速に対応し、被害生徒・加害生徒のみならず集団全体への適切な指導、支援を行う。

* 状況に応じて警察等関係機関・専門機関等との連携強化を図り、対応していく。

(4) 学校運営協議会等の活用

年4回の「学校運営協議会」、年5回の「学校支援地域本部」

良風会（スクールサポートチーム）の活動等を活用し、いじめ問題など、学校が抱える問題を共有し、理解を得ながら連携協力を図る。

(5) 教職員研修の実施

教職員の共通認識を図るため、いじめ防止に関する研修を充実させ、教職員の資質の向上を図る。

(6) 重大事態への対処

① 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法 28 条第 1 項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産の重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（同項第 1 号）、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」（同項第 2 号）とされている。

② 発生時の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、ただちに教育委員会に報告する。

③ 調査・報告

対策委員会を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた調査を実施する。さらに、その調査結果を教育委員会に報告する。

④ 生徒・保護者への報告

いじめを受けた生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について適切に報告する。

4 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること。
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

一定期間の見守りやいじめを受けた生徒及び保護者への解消具合を面談等で確認する。

5 年間計画

| 月 | 活動内容 |
|----|--|
| 4 | 対策委員会 生徒指導職員研修会 教育相談アンケート 教育相談 地域訪問 地域教育協議会（学校支援地域本部） |
| 5 | 対策委員会 |
| 6 | 対策委員会 地域教育協議会 |
| 7 | 対策委員会 サイバー教室 学校・家庭・地域連携事業実行委員会 学習支援（3年対象） 地区懇談会 個人面談 地域パトロール |
| 8 | 対策委員会 地域パトロール 学習支援（全学年） 中学校ブロック小中合同職員研修会 |
| 9 | 対策委員会 教育相談アンケート 教育相談 |
| 10 | 対策委員会 地域教育協議会 全校道徳 |
| 11 | 対策委員会 全市一斉いじめアンケート |
| 12 | 対策委員会 地域教育協議会 個人面談 地域パトロール 進路指導支援（3年対象） |
| 1 | 対策委員会 教育相談アンケート 教育相談 進路指導支援（3年対象） |
| 2 | 対策委員会 地域教育協議会 職場体験活動 新入生保護者説明会にて情報発信・共有 |
| 3 | 対策委員会（次年度計画） |
| 年間 | 定例外対策委員会 中学校ブロック情報交換会（月1度） |